# 国際開発金融機関(MDBs)のエネルギー支援に係る日本の提案

気候変動問題について、日本及びその他の国・地域が 2050 年までのネットゼロ又はカーボンニュートラルを目指すこととしているが、国際社会全体として 1.5℃目標を達成するためには、途上国、とりわけ主要排出国においても、その目標に沿って温室効果ガスの最大限の排出削減を進めることが不可欠。もとより、各国の経済的・社会的事情に応じた対応は必要であるが、それが途上国における温室効果ガスの排出削減努力を軽減する理由になるべきではなく、途上国への対応は温室効果ガスの排出削減のために必要な財政的・技術的な支援を提供する等によりなされるべき。

こうした世界的な取組みに当たり、広範なネットワークを有しており、かつ、世界各国に対して財政的・技術的両面で一貫した支援を行うことが可能である MDBs は極めて重要な役割を果たすことが求められる。

この観点から、日本は、新規の石炭火力プロジェクトを支援しないとの MDBs の判断を支持する。加えて、MDBs のエネルギー支援に係る取組みとして以下を提案するとともに、今後、各 MDBs のマネジメント・スタッフ及び関係各国と、この方針を実行する具体的な方法について、建設的に議論を行っていくことを希望する。

### 1. 途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・モニタリング等に係る支援

# (1) エネルギー計画等の策定

MDBs に対して、国際社会全体として 1.5℃目標を達成するため、関係機関で連携しつ つ、各途上国において、パリ協定に沿って再生可能エネルギーを最大限活用することを 前提とした Nationally Determined Contribution (NDC)・Long-Term Strategies (LTS) 又 はエネルギー計画が策定されるよう、必要な支援を行うことを求める。

その際、当該途上国が Above GDI 国である場合には、その NDC・LTS 又はエネルギー 計画は、global mitigation goal と整合的なものであることを求める。

#### (2) 国全体としての Transition の確保

各途上国において、MDBs が支援する案件に限らず、(バイの支援案件や民間案件等も含めた) 国全体としての着実な Transition を確保するため、MDBs に対して、Policy-based operation の条件や Policy dialogue 等を通じて、当該途上国が上記(1)の NDC・LTS 及びエネルギー計画と整合しない案件の実施を抑えることを求める。

## (3)継続的なモニタリング及びアップデート

MDBs に対して、世界銀行が作成する Country Climate and Development Report (CCDR) のレビュー等を通じ、各途上国のエネルギーを巡る状況について継続的にモニタリングを行い、必要に応じて、当該国のエネルギー計画等のアップデートを促すことを求める。

仮に、技術進歩等により、一部の施設・設備の運用を継続することが下記 2. の基準を満たさないものとなった場合には、早期の稼働停止を含め、座礁資産化及び Carbon lockin を防止するべきであり、そのためのメカニズムを検討するよう MDBs に求める。

### 2. 途上国における MDBs によるエネルギー支援の基準

途上国を含む国際社会全体として 1.5℃目標を達成するためには、各国の実情を踏まえつつ、累積的な温室効果ガスの排出を抑制する観点から最良と思われる方策が採られるべきである。そのような最良の方策について、特定のエネルギー源や所得水準(中所得国)であることだけを理由として MDBs の支援対象から排除することは、結果として、累積的な温室効果ガスの排出量を大きくしてしまうものであり、合理的ではない。

このため、日本は、その出資する MDBs に対して、途上国におけるエネルギー分野の プロジェクト・プログラムを支援する際には、以下の(1)~(3)の基準全てに該当す るものであることを確認するよう求める。

- (1) 当該プロジェクト・プログラムが、その時点で available な最新の技術を考慮した 厳格な alternative analysis に基づき、その対象地域で同等のレベル (quantity, quality) のサービスを提供できる、technically に feasible で、economically に viable かつ affordable である選択肢 (※) であり、かつ、その存続期間における累積的な温室効 果ガスの排出量をより小さくするような他の選択肢が存在しないこと。
  - (※) 当該プロジェクト・プログラムを行わないケースも比較対象として検討。また、 代替オプション分析においては、当該国及び MDBs の環境(森林・野生生物保護等)や社会的セーフガード(住民移転、損失補償等)に関する基準等も考慮。
- (2) 当該プロジェクト・プログラムが、その存続期間を考慮して、当該途上国の上記 1. の NDC・LTS 又はエネルギー計画と少なくとも整合的なものであること。
- (3) 当該プロジェクト・プログラムが、当該途上国自身及び民間資金のみによっては実 現できないこと。

(以上)